

諮問番号：平成28年度諮問第14号

答申番号：平成28年度答申第12号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の子について次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 相手からの話をかみくだいて説明してもらわないと理解しづらい。
- (2) 自分が話をする時、上手に説明できないため、家庭の中で、聞き出して話してあげることが多い。
- (3) 食事の時、汁物を持つ時、平衡感覚がないのか、お皿などを、手のひらにまっすぐに持っていられない。
- (4) 一人での外出ができない。教え込んだ、くり返しの訓練にて、同じ場所への外出はできるが、少し行かなくなると忘れるため、迷子になることもある。ほとんどが家族の送り迎えによって外出する。
- (5) てんかんの発作についても、自分自身で発作が起きそうな時がわかるみたいで、その時は、発作になる前に、寝かせるなどの対処を家庭でしているため、発作の回数は減っている。
- (6) 空間認知ができないと言われている。
- (7) 体のバランスが悪いのか、けがをしやすい（よく転ぶ）。
- (8) 心肺停止の事故があり、脳の後方にダメージがある。

#### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、特別児童扶養手当認定診断書、嘱託医師の審査判定などに基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領（以下「認定要領」という。）及び特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）に照らし合わせて、次のとおり判断し、障害非該当として原処分を行ったところであり、その判定内容については、適正なものと判断している。

- (1) 知能指数については、知的障害の認定基準に示されている目安となる数値を上回っており、判定も「軽度」とされていることから、知能指数に基づいて認定基準にいう知的障害と認定することは困難であること。
- (2) 同診断書の発達障害関連症状欄の記載から、コミュニケーションの困難さは一部認められるものの、精神症状欄並びに問題行動及び習癖欄の記載などから、不適応な行動が常時・頻回に出現するとは認められず、発達障害の認

定基準に示す「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られる」とまではいえないこと。

- (3) 同診断書の日常生活能力の程度欄の記載から介助の必要性は一部認められるものの、要注意度欄の記載を加味して考慮すると、知的障害の認定基準に示す「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」とまではいえないこと。
- (4) てんかんについては、てんかんに係る主治医の回答から、投薬により一定程度発作が抑制されていると判断されることから、てんかんの認定基準による認定の対象とまではいえないこと。
- (5) 前記(1)から(4)までに示した判断から、同診断書の精神医学的総合判定欄の医師の意見は「中度」であり、一定の障害の状態にあることは認められるが、総合的に判断して、認定要領に示す2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないこと。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定を得たほか、主治医等に必要な追加照会を行って、総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 なお、審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当である旨主張しているものと解されるが、それらの事情をみても、同診断書の各欄記載の内容に相応のものであって、既にそうした内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断され、違法、不当とされる余地のないものか、同診断書に詳細な記載はないものの、追加照会により認定基準に該当しないことが明らかとなっていて、やはり違法、不当とされる余地のないもののほかは、いずれも同診断書に記載のないものであって、障害の程度の認定が同診断書に基づいて行われる以上、同診断書に記載のない事情への考慮がなくとも、違法、不当とはいえないから、結局、審査請求人主張のいずれの事情によっても、原処分を違法、不当ということはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成28年11月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によ

れば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医師の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分的前提として、嘱託医師は、その医学的・専門的見地から、同診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められ、かかる嘱託医師の判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められず、当該判定に基づいて行った原処分時の処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委 員（会長） 岸 本 太 樹

委 員 中 原 猛

委 員 八 代 眞 由 美